

日吉津村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 日吉津村

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和62年7月1日	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用 平成32年4月1日移行予定
処理区域内人口密度	38.2人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1処理区(日吉津処理区) 平成10年3月31日農業集落排水事業を公共下水道事業に統合		
処 理 場 数	1箇所(ひえづ浄水センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	脱水汚泥の共同化 概要:汚泥処理施設建設費の軽減と処理コストの低廉化を図るため、日吉津村、(旧)大山町、西伯町(現南部町)の公共下水道処理場の汚泥処理をするため移動脱水車を共同購入し、運営しています。(日吉津村管理) 実施年度:平成3年度(平成4年3月) 汚泥処理の共同化 概要:従来、上記で脱水した汚泥を日吉津村は農地還元、(旧)大山町、西伯町(現南部町)は産業廃棄物として処分していました。しかし、悪臭、最終処分場の用地確保困難等、処分費用が増加する恐れがあり、コンポスト化施設を共同で整備しました。(南部町管理) 実施年度:平成11年度(平成12年3月)		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

(税込:1ヶ月分)

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	世帯割料金1652.4円、世帯員割料金631.8円 ※住民登録済みの世帯が対象						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 5㎡まで1,263.6円 超過水量割料金(1㎡につき) 5㎡を超え10㎡までの分 213.84円 10㎡を超え30㎡までの分 223.56円 30㎡を超える分 252.72円 ※住民未登録の世帯・事業所が対象						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方							
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,447	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,321	円
	平成26年度	3,548	円		平成26年度	3,470	円
	平成27年度	3,548	円		平成27年度	3,489	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2名(事務1名、技術1名どちらも兼務)
事業運営組織	公共下水道事業の供用開始から、下水道の係で事業運営を行っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	建設当初から処理場に係る施設維持管理業務、運転管理業務、水質分析業務、汚泥脱水処理及び収集運搬業務、脱水汚泥収集運搬及び処分業務、電気保安業務等については、民間企業に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続していく予定であり、指定管理者制度の導入はありません。
	ウ PPP・PFI	村内において、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用できる主な企業がありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	これまで通り下水道事業の実施に伴い生じる下水道汚泥は、南部町のコンポスト化施設に搬入し、副資材と混合攪拌し堆肥化後、販売します。コンポスト化施設で処理できない脱水汚泥については、民間企業に委託し、炭化処理します。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用の土地及び施設はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

平成28年度に策定・公表しました平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しています。法非適事業として実施していますので、該当数値がない項目があります。

経営比較分析表

鳥取県 日吉津村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	98.91	100.00	3,548

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,497	4.20	832.62
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,438	0.90	3,820.00

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経営状況：平成26年度に料金改定を実施し、営業収益が増加しているものの、平成23年度よりマンホールポンプの修繕、マンホール鉄蓋更新工事等を集中的に実施していることから、修繕費及び工事請負費が増加し、汚水処理費を使用料収入で賄えておらず、一般会計からの繰入金に依存した収益構造となっている。
今後マンホール鉄蓋更新工事を引き続き実施していくことから、経常利益は赤字で推移する見通しとなっている。

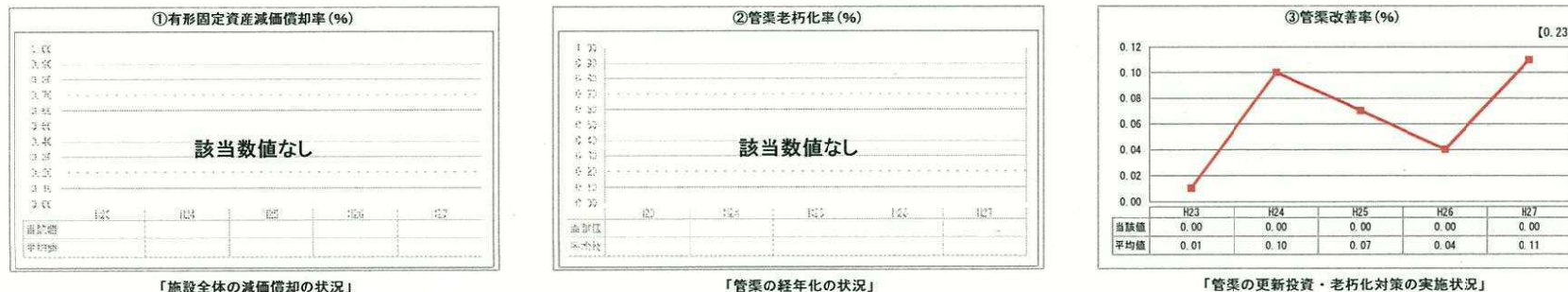
企業債：平成23年度から平成27年度まで浄水センターの長寿命化工事を実施しているが、新規起債発行額が償還額を下回って推移しており、残高は減少傾向にある。

今後は、平成28年度に未整備地区の管路整備を予定しているものの、新規起債発行額は償還額の範囲内を見込んでいることから、企業債残高は減少していく見通しとなっている。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



全体総括

維持管理に係る汚水処理原価が類似団体平均より劣位となっており、営業損益も赤字で推移していることから、汚水処理に係る維持管理費抑制のため、委託料の削減など、経費削減の取組が必要。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

(適正で計画的な事業執行)

平成32年度からの公営企業会計適用に向け移行業務に着手します。(移行期間:平成29年度～平成31年度)適正な事業計画と財政計画を基に経営を行ってまいります。

(効率的な事業執行)

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用し効率的な事業運営を行います。

(収入の確保と負担の適正化)

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還金)や維持管理費が費用の多くを占めており、使用料収入では賄えないため、一般会計からの繰入により経営を維持しています。本来独立採算性で経営されるべき事業であることから、接続率の向上、使用料収入の確保、事業執行のための適正料金の検討を行い、国や企業債の資金確保に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

公共下水道事業

(単位:千円, %)

年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)									
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	78,938	79,045	79,465	89,698	89,886	94,294	81,146	81,251	81,356	81,461	81,566	81,671
	(1) 営 業 収 益 (B)	61,962	64,558	65,141	65,892	65,580	66,088	66,840	66,845	66,850	66,855	66,860	66,865
	ア 料 金 収 入	60,680	62,730	63,244	63,306	63,326	63,813	64,544	64,549	64,554	64,559	64,564	64,569
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	1,282	1,828	1,897	2,586	2,254	2,275	2,296	2,296	2,296	2,296	2,296	2,296
	(2) 営 業 外 収 益	16,976	14,487	14,324	23,806	24,306	28,206	14,306	14,406	14,506	14,606	14,706	14,806
	ア 他 会 計 繰 入 金	16,976	14,487	14,324	14,006	14,106	14,206	14,306	14,406	14,506	14,606	14,706	14,806
	イ そ の 他	0	0	0	9,800	10,200	14,000	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	78,871	79,045	73,326	73,694	72,872	72,646	72,574	72,117	71,543	70,985	70,496	70,050
	(1) 営 業 費 用	66,605	68,357	64,192	65,910	66,232	66,813	67,397	67,597	67,697	67,797	67,897	67,997
	ア 職 員 給 与 費	16,976	14,148	14,324	14,006	14,106	14,206	14,306	14,406	14,506	14,606	14,706	14,806
	うち退職手当												
	イ そ の 他	49,629	54,209	49,868	51,904	52,126	52,607	53,091	53,191	53,191	53,191	53,191	53,191
	(2) 営 業 外 費 用	12,266	10,688	9,134	7,784	6,640	5,833	5,177	4,520	3,846	3,188	2,599	2,053
	ア 支 払 利 息	12,266	10,688	9,134	7,784	6,640	5,833	5,177	4,520	3,846	3,188	2,599	2,053
	うち一時借入金利息												
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		67	0	6,139	16,004	17,014	21,648	8,572	9,134	9,813	10,476	11,070	11,621
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	134,830	131,368	82,309	32,294	26,994	20,294	32,894	34,094	34,894	32,394	30,894	29,094
	(1) 地 方 債 借 入 金	29,900	30,400	17,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち資本費平準化債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	59,624	65,513	43,176	30,494	25,794	19,094	31,694	32,894	33,694	31,194	29,694	27,894
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金			365									
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	36,646	32,904	17,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) 工 事 負 担 金	6,287	1,200	3,813	1,800	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	(7) そ の 他	2,373	1,351	455	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	134,876	126,665	93,336	48,287	43,984	41,940	41,372	43,267	44,654	42,883	41,994	40,617
	(1) 建 設 改 良 費	67,589	63,698	37,026	1,458	1,320	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	うち職員給与費												
	(2) 地 方 債 借 入 還 金 (H)	67,287	62,967	56,310	46,829	42,664	40,840	40,272	42,167	43,554	41,783	40,894	39,517
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
	(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 46	4,703	△ 11,027	△ 15,993	△ 16,990	△ 21,646	△ 8,478	△ 9,173	△ 9,760	△ 10,489	△ 11,100	△ 11,523
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		21	4,703	△ 4,888	11	24	2	94	△ 39	53	△ 13	△ 30	98
積 立 金 (K)													
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		378	399	5,102	214	225	249	251	345	306	359	346	316
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		399	5,102	214	225	249	251	345	306	359	346	316	414
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)			0										
実 質 収 支 黒 字 (P)		399	5,102	214	225	249	251	345	306	359	346	316	414
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 $(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100)$													
収 益 的 収 支 比 率 $(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100)$													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		61,962	64,558	65,141	65,892	65,580	66,088	66,840	66,845	66,850	66,855	66,860	66,865
地方財政法による資金不足の比率 $((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 $((T)/(V) \times 100)$													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 借 入 残 高 (X)		568,408	535,841	479,531	449,703	416,839	386,200	359,927	317,760	274,206	232,423	191,529	152,012

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分		(決算)	(決算)										
収 益 的 収 支 分		16,976	14,487	14,324	14,006	14,106	14,206	14,306	14,406	14,506	14,606	14,706	14,806
	うち基準内繰入金	16,976	14,487	14,324	14,006	14,106	14,206	14,306	14,406	14,506	14,606	14,706	14,806
	うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分		59,624	65,513	43,176	30,494	25,794	19,094	31,694	32,894	33,694	31,194	29,694	27,894
	うち基準内繰入金	56,822	54,793	39,003	29,061	24,582	18,197	30,204	31,348	32,110	29,728	28,298	26,583
	うち基準外繰入金	2,802	10,720	4,173	1,433	1,212	897	1,490	1,546	1,584	1,466	1,396	1,311
合 計		76,600	80,000	57,500	44,500	39,900	33,300	46,000	47,300	48,200	45,800	44,400	42,700

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成22年度に国庫補助事業による下水道長寿命化計画を策定し、平成23年度～平成27年度に下水処理場内(1系、2系)の機械・電気・建築の改修・更新事業を実施しました。
また、平成28年度に国庫補助事業により、公共下水道14号線工事(下水管布設工事)を実施しました。
平成29年度～平成31年度にかけて、公営企業会計移行業務に着手します。(地方債)

② 収支計画のうち財源についての説明

(収益的収入)
主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっています。
使用料収入は、人口増加により、過去3ヵ年を見ると増加傾向にあります。一般会計繰入金については、繰り出し基準に基づく分流水道に係る経費に対する繰り入れを見込んでいます。
(資本的収入)
資本的支出(投資)に係る財源は、受益者負担金を80%程度見込んでおり、不足分については、企業債の償還と合わせ、一般会計繰入金を充当しています。
一般会計繰入金については、臨時財政特別債元金相当分等を繰り出し基準に基づき財源とし、経営の安定を図るため基準外での繰り入れを見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

処理場等に係る施設維持管理業務、運転管理業務、水質分析業務、汚泥脱水処理及び収集運搬業務、脱水汚泥収集運搬及び処分業務、電気保安業務等を民間委託しています。
職員給与費等については、職員2名分を計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、共同で運営している移動脱水車が更新検討時期に来ており、同じく共同で運営しているコンポスト施設を含めて、今後3町村で検討します。
投資の平準化に関する事項	施設の整備計画の作成を検討します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続して、経費の効率化を図ります。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在の人口増加傾向に伴い下水道使用料収入も増となるが、将来的に人口減少に転じることを視野に、その他の公共料金改定時に合わせて検討し、改定する予定です。
---------------	---

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	
職員給与費に関する事項	計画期間中は今まで通り、下水道特別会計に2名分を計上します。
動力費に関する事項	施設の処理状況を逐次確認し、効率的に管理してまいります。
薬品費に関する事項	これまで通り、汚泥減容化の取組を継続し、汚泥の発生量を抑制することにより、汚泥脱水に使用する薬品の削減に取り組んでまいります。
修繕費に関する事項	施設の延命化を図るうえで、長寿命化計画を策定し適切な維持管理を図ってまいります。
委託費に関する事項	現在の民間委託を継続し、経費の効率化を図っていきます。
その他の取組	平成32年度の公営企業会計適用に向け、平成29年度から平成31年度の3か年で移行業務に取り組めます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	5年ごとに見直しを行い、事後検証及び更新を図ってまいります。
---------------------	--------------------------------